

令和6年分 年末調整チェック表

このチェック表では、年末調整事務について、誤りやすい事項などをまとめていますので、年末調整事務に取り掛かる前、あるいは、年末調整事務を終えられた後の再確認などにご使用ください。

区分	チェック項目	区分	チェック項目								
扶養控除等	<input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	社会保険料控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。								
	<input type="checkbox"/> 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		<input type="checkbox"/> 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。								
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額は48万円以下となっていますか。		<input type="checkbox"/> 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類がありますか。								
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。		<input type="checkbox"/> 住宅の取得等をした人と申告者(所得者本人)が同一人ですか。								
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上(平成21年1月1日以前生)となっていますか。		<input type="checkbox"/> 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。								
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者が所得者本人と別居している場合、その所得者が控除対象扶養親族等に常に生活費等の送金を行うなど、生計を一にする事実がありますか。		<input type="checkbox"/> 借入れ等をしている者と申告者(所得者本人)が同一人ですか。								
	<input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親の判定は正しく行われていますか。		<input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。								
	<input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」(その者が一定の要件に該当する場合には、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」)及び「送金関係書類」(その者が一定の要件に該当する場合には「38万円送金書類」)の提出又は提示を受けましたか。		<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。								
配偶者(特別)控除	<input type="checkbox"/> 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか。	所得税の定額減税	<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。								
	<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなく、所得者の合計所得金額に応じて配偶者控除額、配偶者特別控除額の計算が正しく行われていますか。		<input type="checkbox"/> 定額減税の計算は正しく行われていますか。 【年調減税額】本人分*(30,000円)+同一生計配偶者*及び扶養親族分*(1人につき30,000円) ※いずれも居住者に限ります。								
生命保険料控除	<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示を受けましたか(扶養控除等申告書を提出する際に、「親族関係書類」を提出又は提示している場合は、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です)。	集計関係	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票の「(摘要)」欄に次の事項を記入しましたか。								
	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>記入事項</th> <th>記入する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円</td> <td>実際に控除した年調減税額</td> </tr> <tr> <td>控除外額 ×××円</td> <td>年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額(ない場合は「0円」)</td> </tr> <tr> <td>非控除対象配偶者減税有</td> <td>合計所得金額が1,000万円を超える従業員について、その従業員の同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合に記入</td> </tr> </tbody> </table>	記入事項	記入する内容	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円	実際に控除した年調減税額	控除外額 ×××円	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額(ない場合は「0円」)	非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円を超える従業員について、その従業員の同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合に記入
	記入事項		記入する内容								
源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円	実際に控除した年調減税額										
控除外額 ×××円	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額(ない場合は「0円」)										
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円を超える従業員について、その従業員の同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合に記入										
<input type="checkbox"/> 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。	<input type="checkbox"/> 臨時に支給した給与、現物給与(経済的利益)、認定賞与等について集計の対象としていますか。										
<input type="checkbox"/> 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。	<input type="checkbox"/> 未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したもののについて集計の対象としていますか。										
<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。 ・旧生命保険料…一契約の支払保険料が9,000円超のもの ・旧生命保険料以外のもの…全ての支払保険料	<input type="checkbox"/> 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。										
地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。	税額計算関係	<input type="checkbox"/> 所得金額調整控除額の計算は正しく行われていますか。								
	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。		<input type="checkbox"/> 課税給与と所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。								
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。		<input type="checkbox"/> 年調年税額は、復興特別所得税を含めて算出し、100円未満を切り捨てたものとなっていますか。								
		納付	<input type="checkbox"/> 納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書(納付書)を作成しましたか。								

「年末調整がよくわかるページ」のご案内

国税庁ホームページに「[年末調整がよくわかるページ](#)」を掲載しています。

年末調整に当たった際の注意事項などを従業員の方へ周知する際にご使用いただける文例や各申告書の記載例などを掲載しています(周知用文例・記載例など)で、是非ご活用ください。

(よくわかるページ)



年末調整でお困りのときは“ふたば”にご相談ください!

年末調整に関するご相談は、国税庁ホームページからチャットボット「ふたば」にご相談ください。年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関することなどについて、AIが自動で回答します。

※ 公開期間は令和6年10月頃から令和7年1月下旬までの予定です。

(チャットボット)



税務職員ふたば